

## いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止について

いじめは、社会生活や学校生活を営む上で決して許されない行為である。また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校ではいじめの行為はもちろんのこと、その行為をはやし立てたり傍観したりすることも含め、絶対許さないという姿勢で取り組み、生徒の健全な成長を支援してゆく。また、自らがいじめ行為を許さないという意識を養い、社会生活でも多様性を受け入れ、皆と共存できる生徒の育成を目指す。

### 2 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「人権・いじめ対策委員会」

#### (2) 委員

学校長 副校長 教頭 主幹教諭 学年主任 生徒指導部長 生活指導主任  
保健教育部長 教育相談主任 人権教育主任 保健厚生主任

#### (3) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 各取り組みの有効性のチェック
- ⑧ 議事録の作成

#### (4) 年間計画

年間計画については、生徒指導部長が作成し、「人権・いじめ対策委員会」で承認を得るものとする。

#### (5) 取り組み状況の把握と検証

「人権・いじめ対策委員会」は、年三回の定例会を実施し、いじめ等の問題発生やその対処を含めた様々な問題の情報共有を図り、必要に応じた対策を講じる。また、年間計画等が計画通り進んでいるかを検証する。

### 3 未然防止のための取組

#### ① いじめについての共通理解

いじめはどの生徒にもどの学校にも起こりうるものである。いじめは人権侵害であり人として絶対に許されないという強い認識を全教職員で共有し、様々な機会をとらえ「いじめは絶対に許されない」ということを発信しながら、すべての生徒が安心して過ごせる環境づくりに務める。

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒同士のコミュニケーションを図る能力を高めることが必要である。また、スマートフォン、ネット利用の講習会や研修会を開催し、情報モラル教育の一層の充実を図る。

#### ③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

指導上の注意として教職員の何気ない言動が生徒たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声掛けが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなければならない。また、全教職員が、生徒の知的好奇心を引き付け、深い考察を必要とする「充実したわかる授業」づくりのために、教職員間で授業を見学し合い意見交換をしていくなどの取組を行う。そして、生徒一人ひとりが主体的且能動的に学びができる授業を実践する。

#### ④ 自己有用感や自己肯定感の育成

人権教育の一層の充実を図り、他人を尊重するとともに、自己を肯定できる生徒を育てる。様々な学校活動において生徒が主体的、意欲的に参加、活躍できる場を提供し、また、教職員は生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声掛けなどを行う。

#### ⑤ 自らいじめについて学び取り組む

生徒会活動をはじめとする学校教育活動に、一人ひとりの生徒が主体的に取り組むことを通じて、集団の中で互いを認め合える人間関係や学校文化を構築することのできる生徒の育成に力を入れる。

### 3 いじめの早期発見に向けて

いじめを早期発見するには、生徒に対する洞察力を高め、些細な兆候も見逃さないことが最も重要である。

#### ① SHR 時の生徒観察

#### ② 遅刻・欠席状況の把握

#### ③ 学年会・相談室・保健室との情報交換

#### ④ 年間3回の定期生徒面談及びHR等における日常の面談

#### ⑤ 年間3回の学校生活アンケート

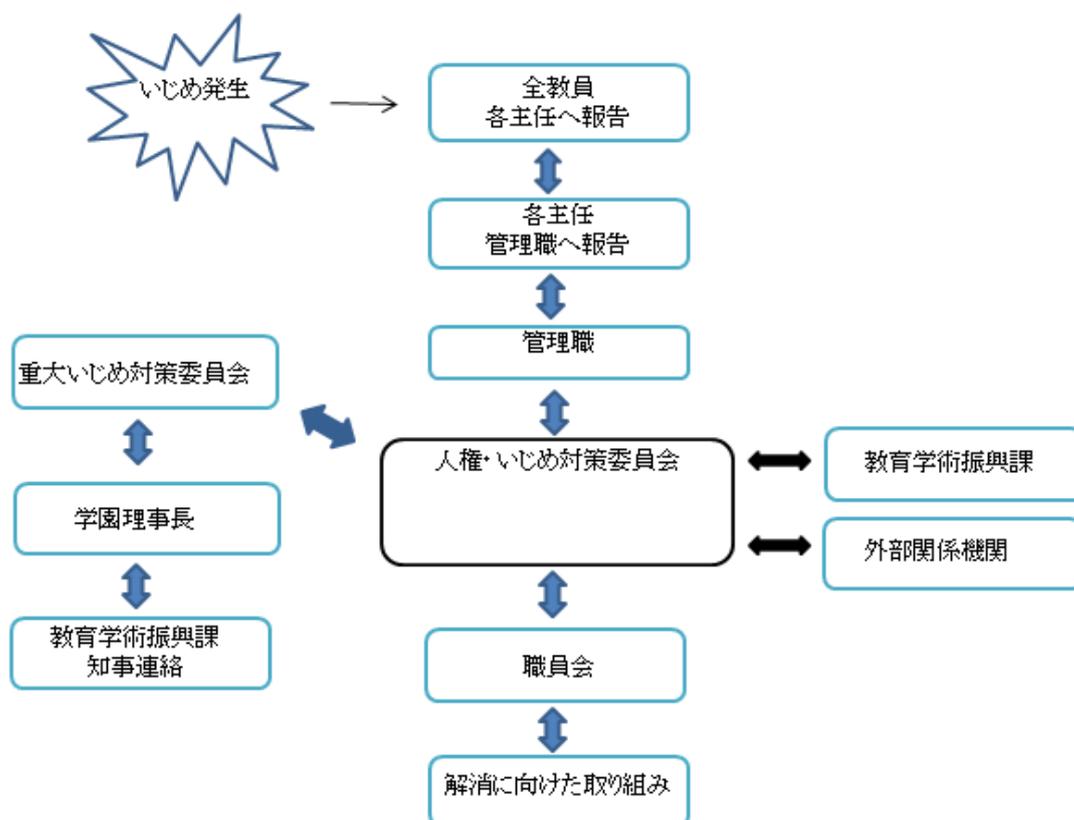
## ⑥ hyper-QU の活用

### 4 いじめ発見・通報を受けたときの対応

生徒からの申告、他生徒からの情報や「学校生活アンケート」等により、いじめと疑われる事象が発覚した場合、発見者・対応者は速やかに管理職に報告し、関係職員により会議（該当学年団・生徒指導部・教育相談等）を開催し条項の確認及び今後の対応を検討する。検討した結果に基づき、被害生徒、加害生徒、周囲の生徒及び事象に関係する生徒から聞き取りを行い、その結果をまとめ報告書を作成する。その後、管理職は早急に「人権・いじめ対策委員会」を招集し、「基本的な対応」「重大事態発生時の対応」かについて判断をし、今後の指導方針や対応について協議する。

その際、学校だけで判断しかねる場合は、他機関にも相談し対応する。

なお、ここでいう「重大事態」とは、いじめ対策推進法第28条に基づき、①いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認められたとき、②いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席すること（年間30日間あるいは一定期間連続する欠席）を余儀なくされている疑いがあると認められた時とする。



## 5 基本的な対応

- ① 指導委員会等で協議し、決定した指導方針や対応策に基づき、被害生徒及び加害生徒に対して適切な指導を行う。
- ② いじめが疑われる場合は、直ちに「人権・いじめ対策委員会」招集し、そこでいじめであると判断された場合は、被害生徒・加害生徒への支援・指導を行う。同時に、関係生徒（被害・加害）の家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝えるとともに、学校との連携について話し合い理解を得る。
- ③ 状況によっては、LHR や学年集会・コース集会等で事案の説明を行い、いじめはどのような理由があっても許されない行為であることをしっかり考えさせ、併せて、いじめを見たりいじめではないかというような場面に出会ったときは、たとえそれを止められなくても、誰かに知らせることを指導する。

## 6 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。同時に、学校は学術振興課に重大事態が発生した旨を報告する。
- ② 事実関係の調査に当たっては、重大事態発生時にその調査を依頼するための組織である、「重大いじめ対策委員会」に依頼する。事案に応じて外部の協力を要請する。
- ③ 学校は被害生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。また、調査結果の報告と今後の対応を説明し、理解を得る。
- ④ 調査結果は鳥取県知事に学術振興課を通じて、学園理事長が報告する。